

2013年5月23日 着

平成24年(う)第1860号

公務執行妨害・傷害被告事件

被告人 大高正二

## 公務所等照会請求書

2013年5月1日

東京高等裁判所第10刑事部 御中

弁護人	長谷川	直彦
同	大口	昭彦
同	萩尾	健太
同	河村	健夫



## 第1 照会の内容

### 1 照会先

東京都港区三田1丁目4番3号

国際医療福祉大学三田病院

### 2 照会事項

杉田憲治氏のカルテを提出されたい。

## 第2 照会の理由

### 1 原審が格別の阻害事由が存在しないにもかかわらず、傷害に関する基本的な書証を吟味しないまま判決に至っていること

原判決に重大な事実誤認が存在することは、弁護人らが既に提出した控訴趣意書のとおりであるが、暴行及び傷害についての原審における事実誤認は、三田病院における武藤医師の診察結果を記載したカルテを参照することでよりいっそう明確になる。

すなわち、原判決は被告人に対して暴行のみならず傷害の事実も認めたのであるが、「被害者」に対して頭部打撲である旨の診断を下したことを証言した三田病院の武藤医師による公判証言は存在するものの、武藤医師は「視診、そして触診、さらにはエックス画像所見上で異常を認めなかったのが私の診察結果であるんですけども、本人、殴られた、そして痛みがあるということなので、診断としては頭部打撲」と原審で証言しているのであって、「被害者」と称する杉田氏の愁訴のみを根拠に頭部打撲である旨の診断を下したことを認めている。そして、三田病院における杉田氏のカルテを開示することを求めて弁護人らが公務所照会を請求しても、原審は全く応答しようとしなかった。

刑罰は対象者のもっとも基本的な人権を国家権力の實力によって奪うも

のであるから、刑事訴訟における事実認定は厳格なものでなければならないことはいうまでもなく、刑訴法317条の「事実の認定は、証拠による」という文言について、可及的に厳格な解釈が行なわれているのも、同様の理由による。

ところで、本件においては、「傷害」事実を認定するにあたってもっとも基本的な証拠と言うべき、頭部打撲と診断した医師によって作成されたカルテさえも証拠提出されぬまま「傷害」事実が認定されるに至るといふ、極めて異常な事態が出来している。

本件において、カルテを開示することについて特別の障害がある訳でもない。

原審の判断の当否を吟味するにあたって、三田病院の武藤医師が作成した、「被害者」と称する杉田氏に関するカルテの内容を検討することが必要であることは明らかである。

## 2 篠浦医師の三田病院に対する情報提供の内容

原審において、最高裁診療所の篠浦医師は、2010年8月10日に、本件の被害者と称する杉田氏のカルテを作成しなかった理由として「この頭部外傷の場合にはやはり非常に疾患として重篤である場合もありますので、とにかく専門医、脳外科医ですね、専門医にまずきちんと診察をしてもらうと言うことが必要」と証言している（原審篠浦尋問調書6頁）。

篠浦医師は「電話をしたときに、診療情報提供書を持って行かないので、だからより電話をして情報を提供したということになります。」と証言した（同41頁）。

そうであるとすれば「非常に疾患として重篤である場合もあります」という内容を電話で伝えたものと思われる。

他方で、篠浦医師は、杉田氏のバイタルサインも確認していない、応急処

置も執っていないなど、「非常に疾患として重篤である場合」が想定されるにしては、およそ必要な処置を行っていない。

ところで、医師が「電話をして情報を提供した」ならば、その内容が三田病院における杉田氏のカルテに記載されている蓋然性が高い。

そこで、篠浦医師がほんとうに「非常に疾患として重篤である場合もあります」と考えて三田病院を杉田氏に紹介したのか（それは、篠浦医師の証言の信用性ととも、本件における傷害の有無に直結する）、を確認するためにも、三田病院における杉田氏のカルテを取り調べる必要がある。

### 3 杉田氏の既往歴について

杉田氏の既往歴が肩や頸部痛であれば、従来から杉田氏はそのような症状を訴えていたのであって、2010年8月10日の大高氏の行為と杉田氏の当日の愁訴との因果関係は認められないこととなる。

また、杉田氏の既往歴が精神面のものであれば、8月10日当日の杉田氏の愁訴は精神的な思い込みによるものとの疑いも強くなる。

杉田氏は「私自身、事件当日から、ちょっと気持ち的に不安定だったもんですから、自分で医者、精神科の方にちょっと行っているところもあるもんですから、そちらのほうに予約をして行きました。」と証言しており（原審杉田尋問調書30頁）、本件以前から精神科にも通っていたようである。また、本件の後「精神的に不安定というか」（同31頁）、「結局、精神的に一番ダメージが大きいです。それだけです。」（同32頁）と述べている。

武藤医師が杉田氏を診察したのは8月10日が初めてであったことがうかがわれるところ、初診にあたっては、診断の基礎となる情報であり投薬の選択に関する基本的な情報である既往症について患者から事情を聴取することは必ず実施されるものであるから、同日の三田病院における杉田氏

のカルテにも、既往歴を診断した内容が記載されているはずである。

そこで、杉田氏の既往歴を明らかにするためにも、そのカルテが開示されることは重要である。

以上